

新型コロナウイルス感染症にかかる入院共済金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

JA共済連（全国共済農業協同組合連合会、以下「当会」）では、令和2年4月から実施しております新型コロナウイルス感染症にかかる入院保障の特別取扱い（以下「みなし入院」）のお支払い対象者について、令和4年9月26日(月)より、以下のとおり見直します。

1. 「みなし入院」のお支払い対象者について

令和4年9月26日(月)以降、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断された方のうち、重症化リスクの高い以下の方とします。

■重症化リスクの高い方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠中の方

※ 令和4年9月25日(日)以前に新型コロナウイルス感染症と診断されていた方につきましては、重症化リスクに限らず、従前どおりのお取扱いといたします。

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース	診断日※	
	9月25日以前	9月26日以降
入院された場合	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い方	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象
		× <u>お支払対象外</u>

※ 検査日ではなく、診断日での判断となります。

2. 「みなし入院」の取扱いを開始した経緯について

入院共済金等は、共済約款において「医師による治療が必要」であり、「自宅等での治療が困難」なため、「病院または診療所に入り」、「常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払対象とする旨、定めています。

令和2年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患され、病院または診療所への入院が必要な状態にも関わらず、病床の逼迫等の事情により入院することができない状況が発生しました。

こうした中、当会では、組合員・利用者の「安心」と「満足」を提供するというJA共済事業の使命のもと、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養を余儀なくされた場合も、約款上の定義には該当しないものの、「入院」と同等に取り扱う特別取扱い（みなし入院）を開始いたしました。

3. 今回の見直しの背景について

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象範囲について、令和4年9月26日（月）以降は全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定されることが公表され、あわせて療養の考え方についても見直されることとなりました。

今回の政府による措置等を踏まえると、重症化リスクの高い方以外（医師による発生届の対象とならない方）については「常に医師の管理下において治療に専念する」状態との判断ができなくなることから、令和4年9月26日（月）以降の「みなし入院」のお支払い対象者について、見直すことといたしました*。

※ 今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

4. 見直し後のご請求手続きについて

見直し後のご請求手続きにつきましては、「重症化リスクの高い方であること」の証明が必要となります。本人確認書類や母子手帳など、組合員・利用者あるいは医療機関等の負担とならないよう検討し、後日あらためて当会ホームページ等にてご案内いたします。

5. お問い合わせについて

上記内容に関するお問い合わせについては、下記にて承ります。

なお、個別のご契約内容（共済金の支払いに関する事項等）については、ご契約先のJAへお問い合わせください。

【JA共済相談受付センター】

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前9時から午後6時（月曜日～金曜日*）

午前9時から午後5時（土曜日*）

※祝日を除きます。

JA・JA共済連は、皆さまのお役に立てるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上

令和4年9月14日

J A安心倶楽部・充実プランご加入のみなさまへ

共栄火災海上保険株式会社
(代理店：遠州中央農業協同組合)

新型コロナウイルス感染症による「入院の特別な取扱い」の見直しのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、現在、J A安心倶楽部・充実プランにおいて現在実施している入院の特別な取扱い（以下「みなし入院」）について、令和4年9月26日以降の対象を以下のとおり見直すことといたしましたので、お知らせいたします。

<「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象>

令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方（※1）のうち、重症化リスクの高い以下①～④のいずれかに該当する方（※2）（※3）

①65歳以上の方

②入院を要する方

③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬（令和4年厚生労働省告示第255号）の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方

④妊娠中の方

（※1）疑似陽性者（みなし陽性者）と診断された方を含みます。

（※2）ご契約の始期日に関わらず、同様の取扱いとなります。

（※3）令和4年9月25日以前に診断された方につきましては、上記以外の方もお支払い対象となります。

<今回の見直しの背景等>

J A安心倶楽部・充実プランの医療保険等でお支払い対象となる部位・症状別保険金は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、保険約款において「治療日数」（医師が必要と認め、医師が行う治療のために病院または診療所に入院または通院した日数）に応じて保険金をお支払いすることを定めており、「入院」については「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念すること」と定義しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症と診断され、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により自宅や宿泊施設等で医師等の管理下で療養を行った場合については、保険約款上の「入院」の定義に該当しないものの、その療養日数を入院日数と同等に取り扱い、部位・症状別保険金をお支払いする「みなし入院」の取扱いを実施しております。

しかしながら、昨今の状況においては、新型コロナウイルス感染症の罹患者のうち重症者の割合はこれまでと比較して低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっております。

また、今般、政府より、令和4年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の範囲を、全国一律に重症化リスクの高い方に限定するとの発表がなされました。

こうした状況の変化を踏まえ、発生届の対象とならない方は新型コロナウイルスに感染したことのみをもって「入院が必要な状態」と判断できないことや、今般の政府における措置等に鑑み、令和4年9月26日以降の「みなし入院」による部位・症状別保険金のお支払い対象を上記のとおり見直すことといたしました。

当社では、医療機関や保健所の負担軽減のために、令和4年9月2日より、保険金のお支払いにあたり療養証明書の発行を必要としない取扱いを実施しておりますが、重症化リスクの高い方であることの確認についても、医療機関や保健所の負担が増加することのないよう留意いたします。

なお、今後法令の改正等がなされた場合は、必要に応じてさらなる見直しを行う場合があります。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上

お問い合わせ先

J A 遠州中央 短期共済課

0 5 3 8 - 3 6 - 7 0 2 1